

平成24年12月3日

平成23年度返還促進策等検証委員会報告を受けた  
平成24年度の機構の取組みについて

## 1. 今後の返還促進策の方向性

### 【提言】

- 返還期限の猶予制度や減額返還制度についてより一層の広報・周知を図る。また、必要に応じて運用の改善を図る。
- 学校との連携の推進。

### 【機構の取組み】

- 10月の新規満期者の減額返還承認通知に、次回、願い出る際の注意を記載したチラシを同封。
- 大学等の教職員に対して、奨学金の返還の重要性や返還金回収方策を理解してもらうため、事務連絡メール等を送信。  
業務連絡協議会や初任者研修会等を通して一層の協力を要請。
- 学校と協力した住所調査を実施。(年3回)

## 2. 効率的な事業運営(債権正常化への誘導)

### 【提言】

- ①延滞させないこと
- ②延滞しても早期に解消させること
- ③法的処理よりは回収委託、回収委託よりは口座振替といった回収方法の優先順位  
などを意識した効果的・効率的な各種の回収方策を実施。

### 【機構の取組み】

- 延滞者に対する早期の延滞解消のため、次のような方策等を実施。
  - ・振替不能1回目の者が2回目以降連続して振替不能となることを防止するための取組の改善。
  - ・初期延滞の回収委託において、入金があっても延滞となっている者については継続委託を実施。
  - ・延滞3月までの初期延滞者等に対し、個人情報個人信用情報機関に登録されることを文書で通知。(同意者のみ)

### 3. 回収促進策についての提言

#### 【提言】

#### ア. 回収委託の効果的な活用

民間の債権回収業者への回収委託は、更に効果的な回収に資するよう委託内容について改善を図る。

#### 【機構の取組み】

- 回収効果等を踏まえて回収委託業者との会議を定期的実施。十分な意思疎通を図り、進捗状況の把握や課題等に対して適切に対応。

#### イ. 新規返還開始者等への働きかけ

新規返還開始者等への働きかけとしては、次の施策が有効。

- ①入金約束までの再架電実施など架電による督促強化
- ②初回返還までの間の、返還者とのコミュニケーションの質向上
- ③サービサー委託期間の長期化による回収増、及び返還者情報最新化の委託内容への追加

#### 【機構の取組み】

- 新規に返還が始まる者に対して、返還開始前のタイミングで機構HPや通知により注意喚起等を実施。
- 返還日及び返還中の諸手続を常に意識できる、身近に携帯できる資料を上記通知とともに配布。
- 回収効果等を踏まえて回収委託業者との会議を定期的実施。十分な意思疎通を図り、進捗状況の把握や課題等に対して適切に対応。（再掲）

## 3. 回収促進策についての提言

### ウ. 中長期延滞者の回収状況改善のための取組み

すでに中長期の延滞となっている者に対し、回収委託と法的処理を適切に組み合わせて回収の強化に努める。  
それでも延滞の解消が進まない延滞者や連絡がとれない者に対しては、これまでどおり裁判上の手続きを確実に実施。

#### 【機構の取組み】

- 網羅的な回収委託の観点から6ヶ月以上入金のない者に対して継続して回収委託を実施。
- 法的処理実施計画により確実に法的処理を実施。

### エ 返還を継続している延滞者への対応

長期延滞者にとっては返還を継続している場合でも延滞金の負担が重いことを考慮し、延滞金の機能を損なわない範囲での見直し、あるいは返還期限猶予制度の運用の見直し等、返還を継続しやすくし、長期延滞を解消する方法を検討。

#### 【機構の取組み】

- 長期延滞者に係る延滞金賦課について、延滞金の機能を損なわない範囲での検討に着手。

### オ 債権償却等の措置

延滞が長期化しており入金がない債権や回収コストと返還額との比較から回収コストに見合わない債権について償却基準の見直し等を検討。

#### 【機構の取組み】

- 新たな債権償却基準の設定のため、現行の基準では償却できない延滞債権について分析を実施。